

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		補償金の原因者に対する負担命令
所 管 部 課 係 名		インフラ整備部下水道課下水道業務係
根拠法令及び条項		下水道法第38条第6項 6 公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、第四項の規定による補償の原因となつた損失が第二項第三号の規定による処分又は命令によるものであるときは、当該補償金額を当該理由を生じさせた者に負担させることができる。
処 分 基 準	関 係 条 項	第38条第4項 公共下水道管理者は、第2項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。 第38条第2項第3号 前2号に掲げる場合のほか、公共下水道の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合
	基 準 (未設定の場合はその理由)	事案ごとの裁量が大きく、上記の条文に定める以外の基準を設定することは困難である。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）